

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

私たちは、公益財団法人神奈川県公園協会（以下、当協会という）と県立塚山公園保存会（以下、保存会という）の2者で構成するグループです。

当協会は、神奈川県内における都市緑化と自然環境保全に貢献する高い意識をもち、これまで40年にわたり数多くの県立都市公園をしっかりと管理してきました。

その結果、県の指定管理業務評価において、「特に優良」の評価を平成22年度に4公園、平成23年度に3公園、平成24年度に5公園でいただきました。その他のほとんどの公園についても「優良」の評価を得ています。

県立都市公園の指定管理業務にあたっては、「これまでの経験から得た各県立都市公園の設置目的への理解に基づき、行政の代行者として県民の福祉健康や緑・環境の保全を実現すること」と「各公園を神奈川県の魅力向上に資する貴重な財産ととらえ、県民をはじめとする利用者の皆さまに平等に、その価値を提供し続けること」が当協会の使命であると考えています。

一方、パートナーである保存会は地元自治会の西逸見第二町内会約400世帯で構成され、そのうちの30名程が塚山公園や按針塚の維持管理に携わっています。その活動は地元から高い評価を受け、昭和60年には建設省都市局賞を受賞しており、公園の活性化に大きく貢献してきました。

塚山公園の管理においては、これまでの経験と地域とのつながりを活かしながら、指定管理者としての理念を共有し、以下の運営の考え方に基づいて、高水準な利用環境の維持と利用者の満足度の向上を目指した管理運営を行ってまいります。

■安全で快適な利用空間の提供

県立都市公園は神奈川県の高貴な財産であり、県民に安らぎをもたらすとともに、楽しく活動するためのステージでもあります。「公の施設」として、誰もが安心して快適に利用できる環境を提供します。

- きめ細かい管理による利用環境の維持と安全確保
- 公平・公正な利用の確保
- 公園の特性をふまえた災害への備えの強化

■より高い公益性の発揮

これまでに培った経験と財産を活かすとともに地域や関係団体との信頼関係とネットワークを活かし、地域社会に貢献します。

- 神奈川県の「未病を治すかながわ宣言」に賛同し、具体的に取組む
- みどり、環境、生物多様性の保全の普及啓発
- 環境に配慮した資源循環型管理の実践
- 公園管理における協働の促進と人材育成
- 障がい者施設等と連携した花苗生産と公園での活用



公園周辺での緑化活動

■効率的、効果的な管理運営

公の施設として、常にVFM（バリューフォーマネー）を意識し、最小のコストで最大の効果を発揮する効率的、効果的な管理運営を目指します。

- 複数施設の管理運営によるスケールメリットの発揮
- これまでに培った人材や公園管理ノウハウの活用
- 従来からの信頼関係にもとづいた地域連携力の活用
- 防災と環境保護のための特定資産の活用

（２）当該公園の特性を踏まえた管理運営方針

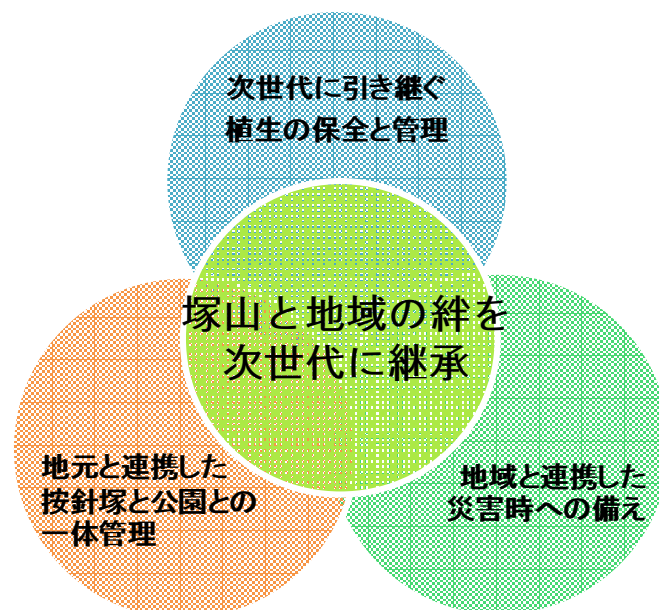
■本公園の特性

本公園は、東京湾に面する横須賀市北部の標高 133mの丘陵にあり、ほぼ全域が尾根づたいの斜面地であり、面積も 4.7ha と県立公園としては小規模な公園です。周辺地域は 400 年以上前から国防の拠点として栄えてきました。公園隣接地には、江戸時代初期に徳川家康に外交顧問として仕えたイギリス人航海士ウィリアム・アダムス（日本名：三浦按針）夫妻の慰霊のために作られた供養塔「安針塚」があり、明治時代以降、公園周囲にサクラやウメが植えられたことから、サクラの名所として親しまれるようになりました。

公園からは横須賀港はもとより東京湾や房総半島を眺めることができ、「かながわの景勝50選」に選ばれる豊かな眺望を有しているほか、サクラ以外にもウメやアジサイ、ツツジ、様々な山野草等、四季折々の花々が楽しめます。さらに近年、三浦半島の大楠山、田浦梅の里を経由するハイキングコースの一部として認知されています。

■本公園の総合的な管理運営方針

私たちは、本公園の総合的な管理運営方針として「塚山と地域の絆を次世代に継承」をキャッチフレーズに掲げ、以下の3つのテーマに基づき、県民をはじめとする利用者の皆さまが、本公園の利用を通じて新しい発見や感動を味わい、心身ともに豊かな生活を実感していただくため、適切な管理運営を行ってまいります。



①次世代に引継ぐ植生の保全と管理

園内に自生する様々な山野草、公園を代表する樹木のサクラ等、塚山公園の豊かな植生を次世代に引継ぎます。

- サクラの名所としてサクラの適切な管理
- 四季折々に楽しめる山野草の保護
- ウメ、アジサイ、ツツジ等の植栽環境の充実
- シイ、カシ等の貴重な樹林地の保全



さくら谷から東京湾を望む

②地元と連携した按針塚と公園との一体管理

横須賀市をはじめ、「按針のまち逸見を愛する会」「西逸見町内会」等の自治会と連携し、地元で愛される塚山公園と、塚山のシンボルである三浦按針の供養塔「安針塚」を一体管理します。

- 公園の成り立ちや「按針塚」等について積極的な情報発信
- イベント開催やボランティアなど利用者の活動の積極的な支援
- 地域と一体となった公園づくり



安針塚

③地域と連携した災害時への備え

災害時にも本公園が地域の為に役立つよう、地域と連携し災害に備えます。また、災害発生時には、県や市とも協力しながら適切な対応を図ります。

- 地域と連携した災害体制の構築
- 災害に備えた事前準備
- 土砂災害警戒区域、枯損木や危険木等への対応



防災訓練

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

■ 平等な利用の確保

公園は、子供から高齢者、障がい者、外国の方などの利用者や、地域団体、ボランティア団体など様々な立場の方が利用されるため、私たちは関係法令や利用ルール等を遵守し、指定管理者としての責務に基づいて平等な利用を確保します。

また、安全で快適な利用環境を提供するとともに、積極的な情報発信を行い、できるだけ多くの方々が本公園を利用していただけるよう利用機会の拡大に取り組めます。

さらに、あらゆる方に対して利便性を向上させるため、ソフト面からユニバーサルデザインに取り組めます。

■ 利用者や地域住民等の意見を反映した公園づくりの推進

私たちはこれまでの管理経験から、公園の運営においては地域との関わり、連携が大変重要であると考えます。そのため、公園モニターや利用者アンケート等を活用して、利用者や地域住民の声を取入れながら、業務改善に反映させていきます。

特に、本公園は従前から地域密着の管理により、周辺自治会とのつながりが強く、維持管理や防災訓練などを協働で実施しています。これからも地域の一員として、地域住民や自治体、関係機関等と協力しながら、一体となって公園づくりを進めます。

■ 環境に配慮した管理運営

公園は神奈川の豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切にすることを育む場所として環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドだと考えます。

管理運営にあたっては代表企業が独自に構築した「環境マネジメントシステム」により、環境負荷の軽減や資源循環型の維持管理（ゼロエミッション）等、総合的な環境マネジメントを推進します。

さらに地域と連携して周辺道路の清掃活動を行う「ゴミゼロアクセス」などの取り組みを通じ、これからも身近な環境を大切にしていきます。

平成 28 年度の実施内容

- 「未病を治すかながわ宣言」への協力
 - ・ 県の「未病を治すかながわ宣言協力活動登録制度」の健康づくりに関する情報発信への協力
- 植生の保全と管理
 - ・ サクラの名所としてサクラの適切な管理
 - ・ 四季折々に楽しめる山野草の保護
 - ・ ウメ、アジサイ、ツツジ等の植栽環境の充実
 - ・ シイ、カシ等の貴重な樹林地の保全
- 地元と連携した按針塚と公園との一体管理
 - ・ 公園の成り立ちや「按針塚」等について積極的な情報発信

- ・ イベント開催やボランティアなど利用者の活動の積極的な支援
- ・ 地域と一体となった公園づくり
- 地域と連携した災害時への備え
 - ・ 地域と連携した災害体制の構築
 - ・ 災害に備えた事前準備
 - ・ 土砂災害警戒区域、枯損木や危険木等への対応
- 平等な利用の確保
 - ・ 積極的な情報発信とソフト面からのユニバーサルデザインの実施
- 利用者等の意見を反映した公園づくり
 - ・ 利用者の声を取り入れた業務改善
- 環境に配慮した管理運営
 - ・ 環境マネジメントシステムの推進
 - ・ 市道を含むゴミアクセスゼロの実現

提案書 2 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

本公園では、できるだけ直営で、きめ細かな維持管理を行うことを基本としますが、法定点検業務や専門性を要する一部の業務については効率的、効果的な観点から業務委託します。

また、地域活性化の観点から地元企業等に委ねることが相応しい業務等については、外部委託します。

■具体的な委託業務内容

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理由
植物管理	高木管理	高木の剪定、支障枝の除去	高木の剪定・支障枝の除去	高所作業で危険を伴うため
施設管理	法定点検 定期点検	浄化槽点検業務	浄化槽の法定・定期点検	法律の定めに基づき実施
清掃管理	設備清掃	浄化槽清掃業務	浄化槽の定期清掃業務	専門的技術を要するため
	ゴミ処理	粗大ゴミ・不法投棄	ゴミ・残材搬出	免許が必要な専門業者



高木の剪定



浄化槽点検

(2) 委託先の選定方法

委託先の選定にあたっては、競争性・透明性・公平性の確保と業務の品質確保に十分配慮して公募型競争入札を基本とし、適正な選定を行います。

そのため、公益財団法人神奈川県公園協会会計規程をはじめとする右記の関係諸規程によって、選定の手順や条件を明文化しています。

委託先の選定にあたっては、県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定の期間を設け、幅広く応募していただけるように、募集内容を協会HPや公園の掲示板に貼り出すなどして、広く公表しています。

選定に関する規程
・ 公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
・ 公益財団法人神奈川県公園協会会計規程の運用について
・ 競争入札参加要件等選定委員会要領
・ 競争入札参加要件設定に係る基準
・ 指名業者選定基準
・ 県立塚山公園保存会会計規程

(公財) 神奈川県公園協会・県立塚山公園保存会グループ

委託先は原則として、県の競争入札参加資格名簿に登録された者から選定し、業務の水準を確保します。また、専門性の高い一部の業務を除く全ての業務について地元を優先する地域要件を設けています。

(3) 県内（地域）経済への配慮、県内（地域）企業への委託の考え方

地域の企業はその地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が可能です。また、地域経済への貢献や地域連携といった視点からも効果が期待できるため、本公園では下表のとおり、全ての業務を横須賀市内の企業を中心とした県内企業に委託してきました。

【地域企業への業務委託実績】

単位：件

事業所所在地	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	計
横須賀市内	7	21	4	7	39
神奈川県内	1	0	0	0	1
県外	0	0	0	0	0
合計	8	21	4	7	40
					県内比率 100%

(年間実績報告書に基づく委託金額 10 万円以上の件数)

平成 28 年度の実施内容

・法定点検業務や専門性を要する一部の業務、地域活性化の観点から地元企業等に委ねることができる業務等については、効果的、効率的な観点から外部委託します。

提案書 3 「施設の維持管理」

(1) 植物管理、清掃、保守点検、受付等の維持管理業務についての実施方針

本公園は横須賀港や東京湾を見下ろす山間部に位置し、サクラの名所として親しまれています。一方、常緑樹等の貴重な樹林緑地でもあり、様々な山野草が自生する豊かな自然が残されています。このことを踏まえ、公園を代表する樹木であるサクラの管理や、多様な山野草が自生する環境の保全に努めていきます。

公園の維持管理にあたり、利用者に不快感を与えることがないように園内清掃を心がけます。

特にトイレの清掃では清潔を保つことはもちろん、トイレットペーパーや石鹸のこまめな補充に気を配ります。また、本公園は開園以来57年が経過していることから、擬木柵のクラックや園路の不陸等が発生しやすく、迅速な点検・修繕等を実施します。

利用者に対しては、丁寧で迅速な対応に心がけ、苦情や要望があった場合には、真摯に受け止め業務改善に反映させ、利用者満足度の向上に努めます。

また、園内に隣接し、塚山のシンボルとなっている「安針塚」の管理も県立塚山公園保存会が行っていることから、「塚山公園」と「安針塚」が一体として楽しめる公園となるように管理します。

(2) 当該公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

三浦按針の供養塔「按針塚」を囲む公園として、自生する様々な山野草を保護育成するとともに、サクラやウメ、アジサイ、ツツジなど四季を感じることができる豊かな環境の維持に努めます。また、園路や広場、休憩施設の日常的な維持管理を適切に実施し、安全で快適に利用できる質の高い公園の管理運営を行っていきます。



■サクラを始めとする樹木管理

サクラの名所として次世代にわたりサクラが楽しめる環境の維持に努めるとともに、「かながわ景勝50選」に選ばれた豊かな眺望を阻害しないよう樹木管理に配慮するなど、三浦半島の豊かな自然を感じることができる公園をめざします。

樹種	特性と課題	維持管理のポイント
サクラ	公園開園以前から敷地内に植栽されているサクラを含め、約1,000本のサクラがあり、公園のシンボルとなっています。老木化が進み、樹木の腐朽など強風時等に倒木の危険が高くなりつつあります。	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木医による樹木（サクラ）診断の実施 ・サクラの管理台帳の継続管理 ・天狗巣病や胴枯れ病、枝枯れ病の早期対処 ・サクラ剪定時の切り口への薬剤の塗布 ・必要に応じて、施肥の実施 ・必要に応じて、樹木の更新

<p>梅</p>	<p>踏圧の影響もあり、樹木の生長がなかなか進まない状況にある。古い樹木も多く老木化が進んでいます。サクラより前に開花する樹木として利用者の期待も大きい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木医による生育状態のチェック ・健全な梅林の育成 ・良い花を咲かせ、観賞しやすくなるよう、花の位置を下げる剪定の実施 ・施肥や根鉢付近への立ち入り禁止措置
<p>樹林</p>	<p>隣接する住宅との距離が近いこと、枯損木や危険木等に注意が必要。樹木の成長により公園からの眺望の妨げになる高木が増えてきている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高木の剪定による眺望の確保 ・枯損木、危険木等の報告、伐採 ・間伐や、民地との境界部の草刈り、落葉清掃等の管理 ・定期的な剪定

■ 自生する山野草の保護と花壇の充実

園内に自生する貴重な山野草の保護と花壇を充実します。効率的・効果的な作業に努め、地域町内会婦人会を中心とするボランティアと協働で高水準な管理の維持を図ります。



園内に自生する山野草
「ギンリョウソウモドキ」

花等	特性と課題	維持管理のポイント
<p>山野草</p>	<p>多くの山野草が自生しているが、環境の変化や山野草の盗掘等により近年は生息する数が減少傾向にあった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山野草の生育状況の把握 ・自治会と連携した手作業による除草 ・利用者への採集禁止を周知 ・生息場所の立入り禁止措置 ・地域の目による盗掘防止
<p>花壇の充実</p>	<p>1年を通して楽しめる場所にするために花壇計画が必要で、効率的かつ効果的な管理が不可欠である。県民協働の活動の場としても活用している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園路沿いを中心とした花修景の整備 ・ボランティアとの連携による花壇管理 ・季節を感じることができる草花の植栽

■ 園内全域における安全性・快適性の確保

公園の美観の維持と安心の確保に努めます。また、職員は公園利用者の問い合わせ等に対して、常に親切丁寧な対応をします。



トイレでの「花一輪ありがとう」

施設	特性と課題	維持管理のポイント
トイレ	清潔で快適な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーのこまめな点検補充 ・1日1回以上のトイレの清掃を実施 ・トイレ清掃後に園内の花を洗面台等に飾る「花一輪ありがとう」を継続
展望台	高木による眺望の阻害、手摺等のネジの緩みやクラックの可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝、園内を巡回し、不具合箇所等がないか目視点検 ・不具合を発見し次第、立入り禁止措置や応急措置を実施
四阿	クモの巣など汚れや、浮浪者や若者の溜まり場になる可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・床面の清掃以外にも、柱の腐食や天井等の汚れもチェックし清掃 ・浮浪者等がいた場合には、適切に対応
園路、市道	ハイカーの増加に伴い、歩行者と車との安全確保が必要となる。園路の不陸は歩行者の事故の原因になる。	<ul style="list-style-type: none"> ・園路から市道への飛び出しに関する注意喚起看板の設置と更新 ・市道にゴミが落ちているような場合は、区域外も清掃活動を実施 ・園路の不陸がないように日々点検

■管理基準以上の提案及び管理項目以外の提案

私たちは、塚山公園の長年に亘る管理実績を踏まえ、維持管理基準書に定められた管理項目以外の取組みや、管理基準項目を上まわる取組みをします。

管理項目	業務内容	方策
植物管理	サクラの後継樹木の植栽と育成	老木化や枯損木となったサクラを更新し、サクラを楽しめる公園として次世代に引継ぎます。
	クリハラリス（タイワンリス）の駆除への協力	園内樹木がクリハラリスにより深刻なダメージを受けていることから、横須賀市が実施している駆除活動に協力します。
	ヒガンバナや水仙の株分け	こまめな手入れにより花を増やし、楽しむ工夫をします。
清掃管理	トイレ清掃	1日1回のみでのトイレ清掃でなく、必要に応じて1日複数回のトイレ清掃を実施します。
	ゴミ処理	サクラの開花時期やハイカーが多い時期等は臨時のゴミ処理を実施します。

■ 確実な維持管理の実践

業務の集約化、省力化と無駄の見直し等により業務の効率性を高めるとともに、施設の現状をふまえた確実な維持管理を行います。

なお、効率化により生み出された時間・費用は、管理運営の充実や利用者サービス向上に充当し、維持管理の充実化を図ります。

本公園の管理運営にあたっては、樹木医や公園管理運営士を代表企業本部から派遣します。

業務効率化の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・管理マニュアルの整備 ・公園管理データベースシステムでの点検や修繕の維持管理情報の蓄積
管理水準を担保する仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なモニタリングの実施 ・自己点検表を用いた確認と検証 ・施設特性をふまえた専門業者への業務発注
合理化によるコスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約や業務の一括発注の実施 ・植物性廃棄物をリサイクルしチップ・たい肥として活用
防災機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えた備蓄品の点検

<付属書類>年間維持管理計画表（別添）

平成 28 年度の実施内容

○サクラを始めとする樹木管理

- ・花木の良好な開花のため、サクラや梅への施肥を実施する等適正な樹木管理に努める。
- ・必要に応じて高木の剪定による眺望の確保、危険木や枯損木の土木事務所への報告や処理等をおこなう。

○山野草の保護と花壇の充実

- ・山野草の生育状況の把握や手作業による除草、採集禁止の周知
- ・ボランティアと連携した園路沿い等の花壇管理

○安全性・快適性の確保

- ・展望台、四阿、園路等の巡視、清掃、点検を適切におこなう。
- ・トイレは必要に応じて 1 日複数回の清掃を実施

○基準以外の取り組み等

- ・横須賀市が実施するクリハラリス（タイワンリス）の駆除への協力
- ・ヒガンバナや水仙の株分け

○確実な維持管理の実施

- ・公園管理データベースシステムでの情報蓄積
- ・業務の一括発注の実施
- ・災害時に備えた備蓄品の点検

○年間維持管理計画表に基づく維持管理の実施

提案書4 「利用促進のための取組」

(1) より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等の考え方

本公園は、按針塚を代表とする歴史資源、四季の移り変わりに応じた花や横須賀港を見下ろす眺望に恵まれた公園です。これらの資源を活用し、公園の魅力をもっと高め利用者満足度を向上させることで、引き続き利用促進を図ります。

また、より多くの利用を図るため、地元にはゆかりのある様々なイベント等により、利用者が何度でも訪れたいくなる公園づくりを目指します。

■地域の風土、文化を発信するイベントの開催

三浦按針の供養塔の「按針塚」をはじめとした塚山公園周辺の史跡や塚山公園からの豊かな眺望を活かしたプログラムを提供します。また、三浦按針がモデルとされるガリバーの広報活動等に取組みます。

○按針祭とそれに合わせたイベントの開催

当グループは横須賀市が主催する「三浦按針祭観桜会」の際に、イベント時の安全確保や、清掃等、様々なかたちで協力していきます。



按針祭での野点

○ガリバー、按針等の塚山と縁のある情報を発信

三浦按針がモデルとされるガリバー旅行記（ジョナサン・スウィフト作）にちなんだガリバーの情報やガリバーの軌跡をたどるマップ等を公園ホームページなどで発信し、塚山公園の魅力をもっと多くの方に周知します。

○よこすか開国祭花火大会鑑賞会の開催

「よこすか開国祭花火大会」に合わせて、園内の港の見える丘付近に縁台を設け、鑑賞会を行います。また、参加者を対象にアイスや虫除けスプレー等を配布し、涼みながら鑑賞できるように工夫します。



よこすか開国祭花火大会鑑賞会

○スケッチイベントの開催

園内の風景や、公園からの眺望等を題材とするスケッチイベントを開催します。

○太平洋からの初日の出を望む「初日の会」の開催

公園からの眺望の良さを活かし、見晴台から初日の出を眺めるイベントを開催します。イベント時には、甘酒などの無料配布を行い、参加者と元旦を祝います。

■自然とのふれあいを楽しむ場づくり

サクラをはじめ、園内に残されている希少な山野草や樹木、飛来する野鳥などを自然観察会等により里山の自然とふれあいながら、楽しむ機会を提供します。

○サクラ開花時期に合わせた桜祭りの開催

サクラの開花時期に合わせて、園内に提灯などを飾り、夜桜も楽しめるようにします。一年で一番多くの方が訪れる時期であり、通常の内園巡視や清掃に加えて、期間中は夜間パトロール等を実施します。



桜祭り

○観音崎自然博物館と協力した野鳥観察会、

山野草観察会の開催

横須賀市内にある観音崎自然博物館の協力を得て実施するイベントで、博物館スタッフの説明を受けながら、時期に応じて飛来する野鳥や園内に自生する山野草等を観察します。



山野草観察会

○園内で見られる動植物の情報提供

園内で見ることが出来る動植物についてパンフレットを作成します。また、生息地付近に案内看板設置や掲示板等で動植物を紹介します。

○園内のウメの実を活用したイベント

サクラと並ぶ塚山公園の代表樹木であるウメの実を活用した企画を実施します。

■様々な人の為の健康増進の場づくり

公園周辺のアクティブシニア層の行動力を活かした健康、活動の場をつくります。

○歴史、文化などテーマ性を高めた「横須賀ウォーキングイベント」への協力

横須賀市内を対象として開催されるウォーキングイベント（歩け歩け協会、みろく山の会等）が公園を経由する際には、参加者に対して三浦按針や公園の魅力を紹介するとともに、休憩場所やトイレ等の案内を実施します。



「みろく山の会」への協力

○ハイキングコースとしての魅力を様々な媒体で広報

横須賀市等が提供する塚山公園を経由するハイキングコースをホームページで紹介するとともに、紙媒体で作成、配布します。

○園内ベンチ充実による利用者の休憩場所の確保

以前から休憩場所となるベンチが少ないとの声があるため、自主財源により園内にベンチを設置します。

(2) より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等

当グループは、多くの方に本公園を知っていただき、公園を利用するきっかけを提供するため、多様な手段を通じて積極的な広報活動を継続します。

その際、情報の種類や広報の目的、対象者に応じて、適切な時期や手段、媒体を選んで情報発信を行っていきます

■広域的に情報発信するための幅広い媒体の活用

当グループが従来から築いてきた関係機関とのネットワークを活かし、幅広い広報媒体を用いて県内全域、さらには首都圏全体からの集客を図ります。

また、イベントについては、内容に応じてターゲットを絞った告知を行い、その内容に関心のある方に情報が行き届くような広報手段、媒体を選択します。

独自の広報ツール	<ul style="list-style-type: none"> ・当協会ホームページ、塚山公園ホームページ ・ライブカメラを設置し、サクラの開花情報をHPでリアルタイム発信 ・公園情報誌「かながわパークナビ」(年2回発行) ・イベントポスター、チラシを園内や関係施設で掲示・配布
マスコミへの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ、新聞等へのイベント情報の積極的な掲載依頼 ・情報誌、ガイドブック等への情報提供、掲載依頼
「首都圏みどりのネットワーク」との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏の公園と共同のガイドブック作成、販売 ・首都圏公園スタンプラリーの開催
外部ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・県情報サイトの活用 「かながわ Now」(観光)、「PLANET かながわ」(生涯学習)等
交通広告	<ul style="list-style-type: none"> ・駅構内へのポスター掲示・リーフレット配架 等

■地域のネットワークを活用した情報提供

地域に根差した公園づくりの一環として、これまでに築いてきた自治体や関係機関など地域のネットワークを活用し、周辺住民や地域に情報発信します。

自治体広報紙	<ul style="list-style-type: none"> ・県広報紙「県のたより」、横須賀市「広報よこすか」への掲載依頼
回覧板、掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治体と連携し、回覧板や掲示板等を活用した情報提供

■公園のイメージアップに繋がるイベント、キャンペーンの開催

イベントやキャンペーンなどの機会を通じ、公園のイメージアップを図ります。

フォトコンテスト開催 (毎年)	<ul style="list-style-type: none"> ・県立公園を対象とした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催 ・入賞作品を紹介する写真展を各公園や病院等で開催 ・入賞作品を使ったオリジナルカレンダーの制作
外部イベント等での PR	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム等の外部イベントでの発表や公園情報の展示
当協会マスコットキャラクターの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・当協会マスコット「コーちゃん&エンちゃん」が公園や地域イベントに出演し、知名度向上を図る

■公園利用者数の目標値

当グループは、現在までの様々な利用促進活動等の取組みにより、平成 24 年度の公園利用者数を平成 21 年度比 40%増にしました。

今後も、公園の魅力アップや、上記のような広報、PR活動と合わせた様々なイベント等の利用促進方策により、公園利用者数を、平成 24 年度実績 52 千人から今後 5 年間で 10%増を目指します。

平成 28 年度の実施内容

- ・三浦按針祭観桜会の際に、イベント時の安全確保や、清掃等の協力。
- ・ガリバーの情報やガリバーの軌跡をたどるマップ等を公園ホームページなどで発信
- ・「よこすか開国祭花火大会」に合わせた花火鑑賞会を実施
- ・園内の風景や、公園からの眺望等を題材とするスケッチイベントを開催
- ・見晴台から初日の出を眺めるイベントの開催
- ・観音崎自然博物館と協力した野鳥観察会、山野草観察会の開催
- ・動植物情報を掲示板などで紹介
- ・園内の梅をイベントで活用
- ・ウォーキングイベントへの協力
- ・横須賀市が紹介するハイキングコースをホームページで紹介
- ・関係機関とのネットワークを活かし、幅広い広報媒体を用いて集客を図る
- ・ライブカメラを設置し、サクラの開花情報を発信

提案書5 「自主事業の運営」

(1) 当該公園の設置目的を踏まえた自主事業について

私たちはこれまで、本公園の利用者の利便性を高め、サービス向上を図るため、県の管理許可等を受け、自動販売機の運営を行ってきました。

今後とも、自主事業にあたっては、民間も含めた同様な近隣施設の相場も考慮したうえで、公の施設として相応の料金を設定し、県横須賀土木事務所の許可を得て実施します。

■自動販売機

園内には売店がないため、公園利用者のサービスの一環及び夏期の熱中症対策として、管理事務所等に自動販売機を設置し、清涼飲料水を提供します。

一部の機械は災害時に無料で飲料が供給できる「災害支援型ベンダー」を導入します。

設置場所	園内トイレ横、管理事務所横		
販売品目	清涼飲料水		
設置台数	2台	営業期間	通年



(2) 事業の実施体制など具体的な内容

事業の実施にあたっては、当グループおよび委託先企業の特長や運営ノウハウを活かし、収益力向上を図ります。これにより、更なる管理運営の充実を目指します。

■自動販売機

- ・自販機メーカーへ業務を委託します。

区分	営業概要	当協会の業務指導監督
営業日	年間を通し、毎日営業	<ul style="list-style-type: none"> ・販売品目の協議指導 ・売上金の早期回収 ・防犯設備の強化 ・ビン類の販売禁止 ・バリアフリー対応機の導入 ・災害時に飲料水を供給できるシステムの構築
営業時間	防犯のため5時～20時まで機器点灯	
事業者の役割	商品補充と品質管理、容器回収、売上金及び釣銭管理	

(1) 接客対応及びその研修等

代表企業では、毎年1回「親しまれる公園づくり懇談会」を開き、外部有識者の提言を取り入れて公園運営に活かしています。また、職員全員が「パークコンシェルジュ」の心構えで利用者に接することにしてしています。その結果、本公園における平成25年度上半期利用者満足度調査において96%以上の人が「満足した」という高い評価を得ています。

今後、これに加えて、新たに「コンシェルジュリーダー」を指定し、さらに詳しい公園情報をより丁寧に提供するなどして、公園利用者が快適に過ごせるように努力します。

■基本的な接客の姿勢と対応

私たちは、以下のような点を重視し、職員一人ひとりが接客対応していきます。

- ・ 全職員が公園の「顔」であることを自覚します。
- ・ ユニフォームを清潔に保ち名札を見やすい位置につける等、身だしなみを整えます。
- ・ 利用者に積極的に挨拶をします。
- ・ 問い合わせに対し誠実に回答するとともにプラスαの情報を提供します。
- ・ 明るい声で丁寧な電話対応をします。

○職員の情報共有の徹底

全職員がパークコンシェルジュとしての役割を果たすためには、常に正確かつ最新の公園情報を把握していることが重要です。

そのため、日々の朝礼において公園内の最新状況の報告・連絡を徹底するとともに、連絡ノートの回覧を行います。また、月1回の定例全体会議において事業予定や維持管理計画等の公園に関する新鮮かつ正確な情報の共有を図ります。



コンシェルジュリーダーが着用するバッジ

○コンシェルジュリーダーの指定

職員の中からワンランク上の「コンシェルジュリーダー」を新たに指定し、利用者に更に詳しい公園情報を提供する体制を整えます。

コンシェルジュリーダーは、園内の巡回時に利用者から声をかけていただくための目印として、専用のバッジを着用します。

■接客研修、OJT等によるスキル向上

接客研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接客研修の開催 ・ 園長をリーダーとして、「接客マニュアル」を用いた公園ごとの接客および苦情対応研修（年1回） ・ 「公園モニター」結果に応じた接客研修
OJT	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例の全体会議等において、「接客マニュアル」のチェックシートを配布して、各自の対応を定期的にチェック ・ 利用者への積極的な挨拶を励行するため、朝礼での挨拶唱和の実施

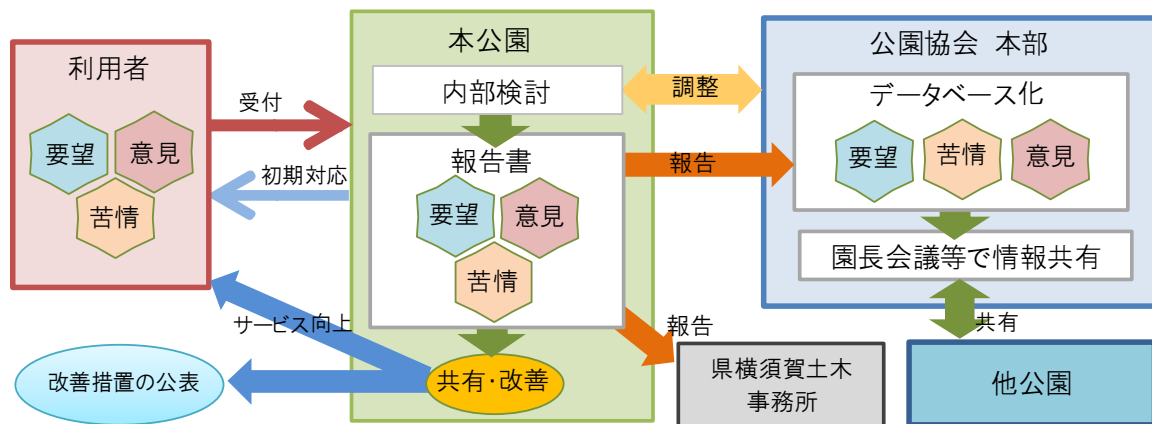
(2) 苦情処理の対応及びその研修等

公園は不特定多数の方が利用する場所であり、様々な利用者から多種多様な内容の苦情が寄せられます。

このような苦情に対しては誠意をもって迅速に対処するとともに、あわせてその原因を究明し、改善策を講じて管理運営にフィードバックします。

また、当協会が管理運営する他の施設からの苦情・要望情報をデータベース化し、相互に共有します。

■基本的な苦情処理の流れ



■適切な苦情対応を行うための研修

代表企業の「接遇マニュアル」に最新の苦情対応事例を盛り込み、職員誰もが閲覧できる場所に設置し活用します。また、マニュアルは苦情対応の事例を多く記載する等実態に即した対応ができるよう工夫します。

さらに、定期的な接遇研修では特に苦情対応方法も加えて実施するとともに、日々の朝礼やOJTを通じて実践的な接遇教育を行い、スキルの向上を図ります。

(3) 利用者への公園の利用指導及びその研修等

■公平・公正なルールの策定と周知徹底

様々な利用者に納得していただけるよう、公平・公正な利用ルールを策定し、丁寧に利用指導を行います。また、利用ルールは利用動向や利用ニーズの変化に応じて適宜見直します。

さらに、利用ルールについては園内の各所にイラスト等を用いながらわかりやすく表示します。

■適切な利用指導を行うための研修

○新規採用者に対する都市公園法、条例等の関係法令についての研修

○職員会議での情報共有

職員の利用指導にブレがないよう、園内の職員会議にて情報を共有します。

○OJT（職務を通じて先輩から後輩への指導）

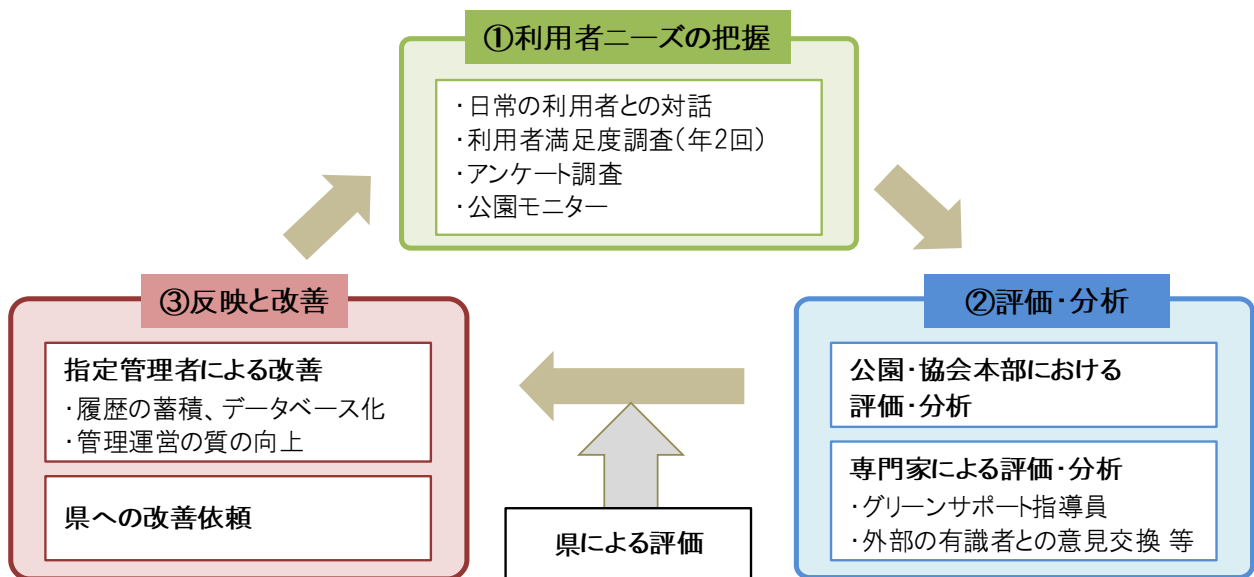
○他団体との交流による最新事例の情報収集と職員への共有

各種フォーラムや関係団体との勉強会（公園管理運営フォーラム等）において最新の事例について情報交換を行い、その内容を職員で共有します。

（４）サービス向上のために行う利用者のニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み

■利用者ニーズの把握と反映の仕組み

本公園では、下記のような仕組みによって利用者ニーズを的確に把握し、評価・分析のうえ運営改善に反映させます。



■利用者からの視点に立った継続的な改善の取組み

従来からの利用者満足度調査に加え、接遇やサービス面により重点をおいた「公園モニター」制度を創設し、利用者の視点からの具体的な調査を実施します。

また、これらの調査結果を今後の管理運営に反映していきます。

利用者満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・県との基本協定に基づく利用者満足度調査を実施 【簡易（随時）アンケート+詳細アンケート】 ・イベントの実施効果等についての自主的にアンケート調査を実施（随時）
公園モニター制度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方をはじめとした第三者をモニターとして公募 ・モニターが、チェック表に基づき、職員の接遇やトイレの清潔さ等をチェック ・その結果に基づいて、改善点が必要な場合には本部による指導や研修等を行い、継続的な改善と向上を図る。

■利用者ニーズをふまえた運営改善の具体例

本公園では、実際の利用者ニーズに応じて下記の通り運営を改善しました。

<p>和式トイレを洋式トイレに改修</p>	<p>外国人利用者や高齢者から洋式トイレへの改修要望があったため、県に依頼し、中央トイレを洋式トイレに改修。今後更に自動洗浄便座を設置予定</p>	
<p>駐輪場の設置</p>	<p>駐輪場の設置に関して多くの要望があったため、園内中央広場横に駐輪場を設置</p>	
<p>第2トイレに掲示板を設置</p>	<p>公園に関する情報をより広く周知してほしい旨の要望により、第2トイレの壁面に掲示板を設置</p>	
<p>ご意見箱の対応結果の公表</p>	<p>公園のご意見箱に寄せられた様々な要望等への対応結果などは、園内掲示板にて定期的に公表</p>	

平成 28 年度の実施内容

○基本的な接客姿勢と対応の確保

- ・ 職員の情報共有の徹底
- ・ 全職員が最新の公園情報を把握(朝礼時の報告・連絡の徹底)
- ・ 定例全体会議(月 1 回)での情報共有。
- ・ コンシェルジュリーダーの指定(バッジの着用、利用者への周知)

○接客スキルの向上

- ・ 接客研修の実施
 - ・ OJT の実施
- 各自の対応の定期的チェック。利用者への積極的挨拶の励行。

○苦情対応、サービス向上のための取組等

- ・ 苦情処理・改善策実施のための工夫
 - ・ 公平・公正なルールの策定と周知徹底
- 利用ルールの策定。ルールに基づく分かりやすい利用指導。
- ・ 適切な利用指導を行うための研修の実施
 - ・ 公園モニター制度の取組み

提案書 8 「通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容」

(1) 通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容

私たちは、これまで 40 年にわたる公園の管理経験を活かし、事件・事故の未然防止に取り組んでいきます。

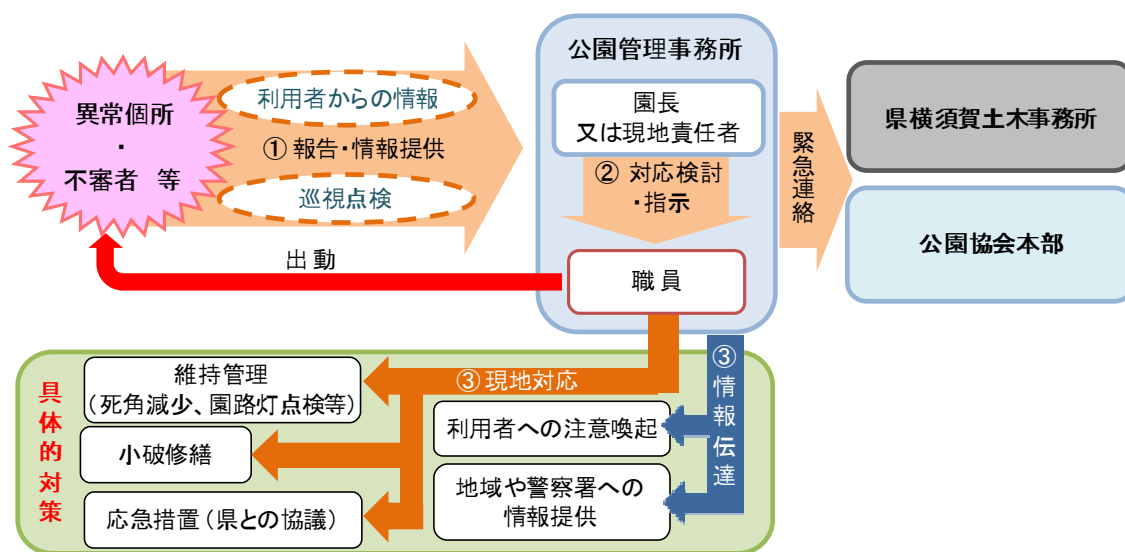
本公園は、開園から 50 年以上が経過した歴史ある公園です。そのため、公園施設の老朽化や園内樹木の高木・老木化が進んでおり、日常の巡視、点検が重要になります。

巡視、点検にあたっては、園内の一部が「土砂災害警戒区域」に指定され、その斜面上の樹木も密生、高木化して倒木の危険性が増していることから、特に注意の必要な箇所に重点を置き、確実な事故防止体制をつくっていきます。あわせて、様々な研修によって職員の事故防止と安全意識の向上を図ります。

■防犯対策等安全確保の実施体制

○日常的な事故・犯罪防止の体制

園長、現地責任者を危機管理責任者と定め、下記のような体制により異常箇所や不審者等を早期発見し、職員による現地対応、利用者や関係機関への情報伝達を迅速に行います。



○夜間・年末年始等の体制

夜間および年末年始など勤務時間外は、緊急連絡体制表に基づき、公園職員が迅速に対応できる体制を構築し、必要に応じて公園に出動します。また、年末年始については、日中に 1 日 1 回園内巡回パトロールを実施し、トイレやベンチ等の確認を行います。

■事件、事故を未然に防ぐための対策（防犯対策等）

日常巡視	毎日、職員により園内のパトロールコースを巡視し、施設の状態を目視で確認
施設点検パトロール	通常のパトロールとは異なる視点によるチェック。当協会全体で本部職員や他の公園職員による点検を年1回実施
防犯上の死角の減少	日常パトロールや園内利用者からの情報により、園内の樹林地や生垣の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少を図る
不法投棄、破損行為等の早期発見・早期処理	ゴミや不法投棄、放置自転車やバイク、落書き、破壊行為の長期間の放置などを早期発見・早期処理し、犯罪をよびこまない雰囲気づくり
地域住民や関係機関との情報共有	周辺自治会、警察や消防等との連携を図り、「地域の目」が行き届くような体制づくりに努める
利用指導による防犯	園内における花火、若者の”たむろ”、未成年者による飲酒行為に対し、警察署や学校等とも連携して利用指導を行う
緊急車両の進入路の確保	事件事故の発生時に備え、警察、消防車両が園内に進入できる範囲を把握し、日頃から障害物や支障枝等を取除き進入路を確保する
園内サインポストの表示	事故等が発生した場合、その発生場所を正確かつ迅速に把握するため、園路上にサインポストを立て位置情報と緊急連絡先を表示

■施設の安全対策

サクラ開花期など利用動向をふまえた適切な安全対策を講じます。

○サクラ開花期における安全対策

春の花見シーズンは、多くの利用者が公園を訪れます。その時期は園内市道の車両の通行量も増加するため、園内歩行者との間で事故がないように車両通行時の声掛けを行うなど安全対策を講じます。

施設毎の安全確保のポイント	
樹木、樹林地	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨や強風後、枯損木や倒木等の可能性が高いエリアを重点的にパトロール ・接触事故防止のため、園路沿いにはみだした枝を重点的に刈り込み ・危険斜面の民地との境界部の危険樹木の早期発見、早期報告
芝生地、草地	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な点検により、陥没やスリップの恐れのある箇所の点検・補修 ・防犯、火災予防策として枯草がないように除草、刈込みを実施
園路・階段	<ul style="list-style-type: none"> ・未舗装園路の敷き砂利流出や陥没による不陸等の点検、補修 ・木製階段の腐朽、ボルトの緩みなどを重点的に点検
トイレ、休憩所	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化部分や異常部分の早期発見に努め、異常があった場合には利用中止措置を講じるとともに、応急修繕を実施 ・定期的な巡回により不審者などがいた場合には声掛けを実施

○保険への加入

事業や施設利用の際、万一、当協会の過失によって利用者に損害を与えた場合に備え、施設賠償責任保険へ加入します。

また、施設賠償責任保険でカバーできないケースに備えて、協会直営で製造、販売した食品に起因した食中毒に対応する生産物賠償責任保険及び、協会主催のイベントでの事故に対応する傷害保険（イベント保険）に加入します。

■火災への対策

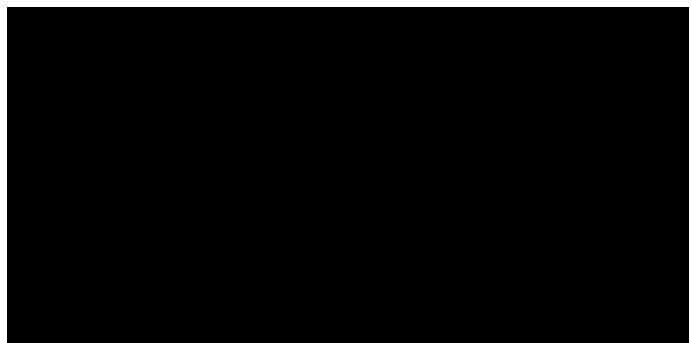
中央広場、第2休憩所付近に屋外用消火器を新規に設置し火災に備えます。また、必要に応じて消防署指導の基、消火訓練などを行います。

■維持管理業務における日常の作業の安全対策

利用者に対する安全確保		<ul style="list-style-type: none"> 作業時における注意看板、立入防止柵などの設置 小石や障害物の飛散防止機能がついた刈払機の使用
作業員の安全確保	作業スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> スタッフミーティングにおける作業内容と安全の確認 高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託
	委託業者	<ul style="list-style-type: none"> 労働関係法規遵守の指導（日々の作業状態のチェック）
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 安全対策は責務として位置づけ（当協会で定める ██████████ への明記） 作業中の行動内容を把握し、連絡体制を明確化 ボランティア保険加入を促進

■安全管理のマニュアル等の整備

当協会全体または本公園職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制をつくるため、右のような各種マニュアル等を整備しています。これらは必要に応じて内容を見直し、更に改善していきます。



■安全対策研修の実施

労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関して、下記のような職員研修の実施やOJT、外部講習への参加により、安全意識の向上を図ります。

○新規採用者に対する安全衛生教育を実施

- 労働安全衛生規則第35条に基づく安全衛生教育を実施

○○OJT等による日常的な研修

- 危険予知訓練（KYT）を定期的に管理事務所内スタッフで実施
- スズメバチ等危険生物への対処方法の内部研修を実施

○必要に応じた外部研修の受講

- 農薬の安全講習会（外部講習 県実施の「防除関係者講習会」）を受講
- 資格、特別教育等が必要な作業（刈払機、振動工具、チェーンソー、丸のこ等）については、その作業をする職員が専門機関の講習受講

平成28年度の実施内容

○事故・犯罪防止、安全対策の取組

- 日常的な管理責任者の設置と体制づくりと運用
- 夜間・年末年始等の体制づくりと運用
- 防犯対策等の実施（巡視、死角の減少、利用指導等）



- ・サクラ開花時期における安全対策の実施
- ・保険への加入
施設賠償保険、生産物賠償責任保険、傷害保険(イベント保険)への加入
- ・火災への対応
- ・日常作業の安全対策(利用者に対する)
作業注意看板、立ち入り防止策などの対応。飛散防止機能つき刈払機の使用
- ・日常作業の安全対策(作業員の安全)
毎朝の作業確認・安全確認。委託業者の指導。
- ・各種安全管理マニュアル等の整備
- ・安全対策研修の実施
- ・外部講習の受講(作業機械等)

提案書9「事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針」等

(1) 事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針

事故の発生時には、事件・事故対応マニュアルに基づき利用者の安全確保を最優先に迅速な対応が必要です。

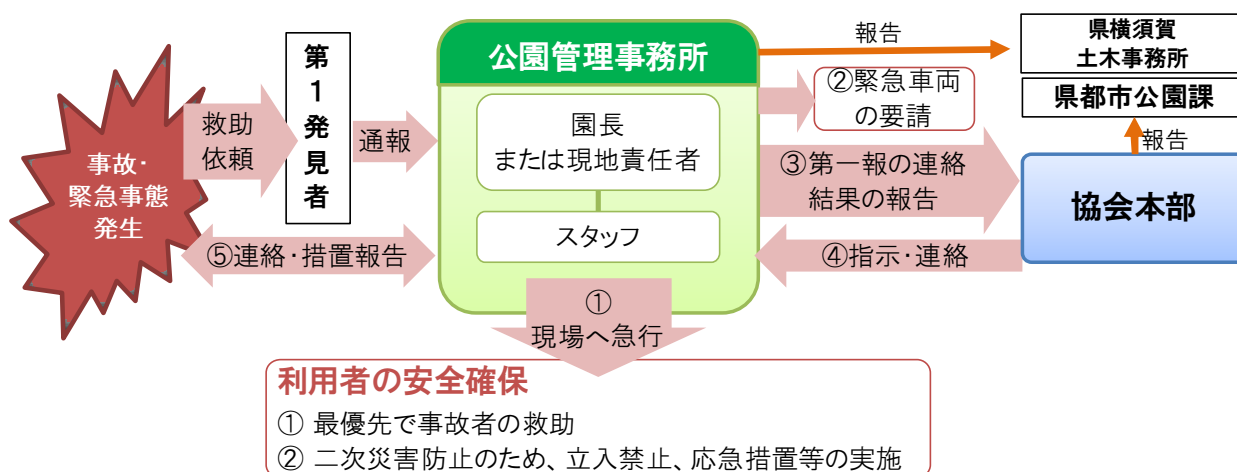
また、代表企業では「県立都市公園等における災害活動対策指針」を策定し、様々な災害に的確に対応する体制を整えています。災害発生時には、協会本部や警察・病院等の関係機関とも連携しながら被害の拡大や二次災害の発生を極力抑止し、事態収拾後には再発防止を図ります。

特に塚山公園は丘陵地にあり、公園の一部が土砂災害警戒区域に指定されています。そのため、通常の気象警報に加えて、土砂災害警戒情報にも十分注意し、発表時や解除後には適切な対策をとります。

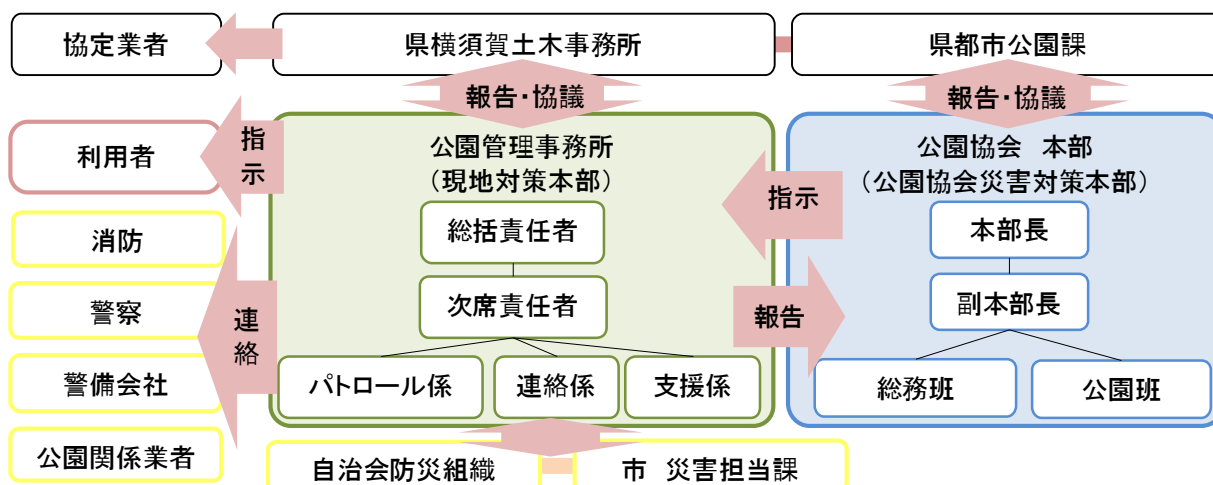
■事故や災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応

事故や災害等が発生した場合、園長または現地責任者を総括責任者とし、あらかじめ定められた役割や手順に従って速やかに対応します。

○事故発生時の基本的な対応の流れ



○災害発生時の組織体制・連絡フロー



○職員の役割分担

役割分担	役 職	緊急事態発生時の初期対応
総括責任者	園長（不在時は副園長、現地責任者）	情報収集、伝達、連絡体制等を総括し、土木事務所や本部へ状況報告をする
次席責任者	現地責任者（不在時は、現地副責任者等）	現場状況を把握し、随時、管理事務所に報告し、現場の指揮にあたる
パトロール係	作業責任者、保存会会員	園内等のパトロールを実施し、被害状況を確認。必要に応じ被害箇所への応急処置を実施する
連絡係		通信手段等を確保し、災害情報収集や来園者に対する園内放送を実施する
支援係		避難した方への応急手当や市や県への支援活動を実施する

○夜間および年末年始の対応

夜間に、緊急事態が発生した場合には予め整備した緊急連絡網により、園長または現地責任者等が連絡を受け出勤します。年末年始には、年末年始当番表により公園スタッフが現場へ急行できる体制を取るとともに、代表企業本部職員も当番表に従い緊急時に備えます。

■避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方法及び対応

避難誘導が必要な場合には、総括責任者の指揮監督のもと避難誘導にあたります。園内を巡回し、被害者の有無や被害状況の確認を行うと同時にハンドマイク等を使用し、来園者へ避難等のアナウンスを行います。

被害が拡大する恐れのあるエリアについては、立て札や立入禁止のロープを張るなどして利用制限を行い、二次災害を防ぐための対応を行います。臨時休園する場合には、ホームページ等に情報を掲載し、広く周知を図ります。

■暴風大雪警報をはじめとする気象警報等の発表時の対応

気象警報が発表された場合、必要に応じて園長が総括責任者として職員に参集を呼びかけ、対応にあたります。

○大雨、大雪、暴風警報が発表された場合

① 8時30分から17時15分に警報が発表された場合（年末年始を除く）

- (ア) パソコンや携帯電話からの防災情報メール、インターネット気象情報の収集
- (イ) 職員がパトロールを実施して園内の安全確認を行い、必要に応じてセイフティコーンやバーなどで立入禁止の措置
- (ウ) 公園管理事務所、協会本部に連絡指示体制を確保し、県横須賀土木事務所と公園協会本部へ被害状況を報告
- (エ) 台風時等には、必要に応じて自宅待機を実施

② 時間外及び年末年始に発表された場合

- (ア) 安全に園内をパトロールできる場合、8時30分までにスタッフが園内をパトロールし、被害状況の確認と安全措置を実施し、速やかに県横須賀土木事務所と公園協会本部へ報告。なお、被害がない場合は警報発表後の開庁日8時30分までに

県横須賀土木事務所と公園協会本部へ報告。

(イ) 8時30分時点で安全に園内をパトロールできない場合、その旨を県横須賀土木事務所と公園協会本部へ報告

(ウ) 危険個所の重点点検を実施し、新たな被害がある場合は、県横須賀土木事務所と公園協会本部に報告

※土日祝日及び年末年始の場合は、「県横須賀土木事務所」を「県横須賀土木事務所 担当者の携帯電話等」とする

○土砂災害警戒情報への対応

土砂災害警戒情報が気象庁と県から発表された場合、利用者だけでなく職員も斜面地等に近寄らないように周知します。解除後には、斜面地のクラック、漏水の有無等パトロールを実施します。

○その他の異常気象等への対応

上記の気象警報に加え、雷注意報や竜巻注意情報が発表された時、県から光化学スモッグ注意報が発令された時などは、管理事務所前の掲示板に気象警報等の情報を掲示します。

(2) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「事件・事故対応マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

■急病人が生じた場合の具体的対応

急病人・けが人が発生した場合、以下の手順に従って的確な処置を行います。

I 状況確認	・職員が現場に急行し、急病人の状況を確認します
II 応急手当	・呼吸、意識の確認 ⇒呼吸、意識がない場合、心肺蘇生の実施やAEDの活用 ・熱中症の場合 管理事務所内の涼しい部屋へ搬送、夏期に常備する氷で冷やす、など
III 救急車の要請	・必要に応じて救急車を要請し、進入路を確保します。
IV 報告	・事態収拾後には、土木事務所、協会本部へ対応結果を報告します。

■急病人発生に備えた対策

○AED、救急箱等の設置

公園管理事務所にAED、救急箱を設置し急病人などがでた場合に迅速に対応できるようにしています。AEDは定期的に点検するとともに、点検簿により点検履歴を記録し管理します。

■救命に関する職員研修など

応急手当に関する知識や技術を学び、身に付けておくために、定期的に救命に関わる講習会等を受講します。

○上級救命講習の受講

今後も、応急手当、けがの対処、心肺蘇生法、AED取扱いなどについて学ぶ上級

救命講習を適宜受講し、資格を取得していきます。

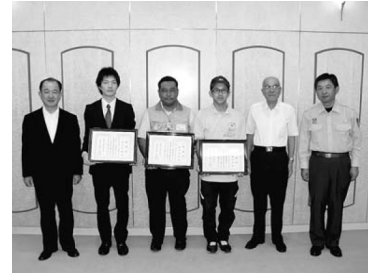
○防災訓練等におけるAED取扱い訓練の実施

防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、職員がAEDを操作できるようにしています。

◆◆ AEDによる救命活動 ◆◆

平成24年6月、代表企業が指定管理者として管理する県立座間谷戸山公園において、座間市が設置管理を行うテニスコートで利用者に急病人が発生、当協会職員がパークセンターに常備するAEDを使用して救護し、一命を取りとめました。

この救命救護活動により、当協会職員2名が、座間市より表彰を受けました。



表彰の様子 (H24 広報ざま)

平成28年度実施内容

- 事故、異常気象等の緊急事態への対応
 - ・総括責任者の設置と体制づくりと運用
 - ・夜間・年末年始等の体制づくりと運用
 - ・避難誘導、利用制限方法の設定と対応
 - ・気象警報等発表時の対応方法の設定と運用
- 急病人等が生じた場合の対応
 - ・急病人対応の具体的手順の設定と体制づくりと運用
 - ・AED、救急箱等の設置
 - ・救命に関する職員研修の実施
 - 上級救命講習の実施(3年に1回)
 - ・職員へのAED取扱い訓練実施

提案書 10 「当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応、
大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方」

(1) 当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

代表企業では、既に「県立都市公園等における災害対策活動指針」を整備し、災害発生時の各公園と協会本部の対応、及び連絡体制を明確にしています。

今後は、震災時の対応として、①利用者をいかに安全に避難誘導するか、②発生時の県や市への協力体制の発揮を重点に、県が作成した「震災時対応の考え方」、及び上記指針に則り、地震の発生時間、震度に応じた下記の具体的対応を図ります。

■大規模地震発生時の参集体制と配備体制

■市内で震度4の地震が発生した場合

【勤務時間内の対応】

来園者への注意喚起等を実施するとともに、園内パトロールによる被害状況の確認と安全措置等を実施し、被害の有無にかかわらずパトロール開始時刻と被害状況を県横須賀土木事務所と公園協会本部へ報告します。

【勤務時間外及び年末年始の対応】

地震後、園内をパトロールし、被害状況の確認と安全措置を実施して、翌開庁日の8時30分までに被害の有無にかかわらず被害状況を県横須賀土木事務所と公園協会本部へ報告します。

■市内で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

【勤務時間内発生時の対応】

原則、当日勤務している全職員が以下の「配備体制」に基づき対応します。

【勤務時間外の参集体制】

現地副責任者以上の職員があらかじめ決められた自宅の最寄り公園に参集

- ・ 現地副責任者以上の職員は年1回以上、最寄り公園等の緊急参集訓練に参加し、参集先公園の鍵の位置や放送設備の使用方法について習得します。
- ・ 職員は [] 携帯し、緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるようにします。
- ・ 職員は参集し次第、役割分担に従い初動体制を県土木事務所と協会本部に報告します。
- ・ 震災発生後、 []

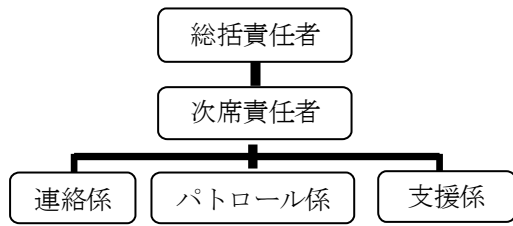
[] が配備につきます。なお、県内震度6弱以上の場合 [] が配備につきます。

【配備体制】

本公園に現地対策本部を設置、公園協会本部には災害対策本部を設置

震災時の人員配置体制

- ・ 総括責任者として園長または現地責任者が対応にあたりますが、総括責任者が参集するまでの間は次席責任者が総括責任者を担当します。
- ・ 勤務時間外発生の場合、通常勤務開始時間を以て、時間外参集要員から本公園所属職員へ速やかに業務を引き継ぎます。



係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	園内施設の点検、救援活動、物資の管理など

【情報の収集と提供】

- テレビ、インターネット、ラジオ等から広域及び周辺の被害状況、津波発生の有無等、継続的に情報収集し、園内放送や掲示により利用者への情報提供を行います。
- 公園内の被災箇所の情報を収集します。

【避難誘導準備】

- 勤務時間中の場合、園内パトロールを実施し、園内の危険個所に立ち入り禁止措置を実施した上で、近隣広域避難地の「按針台第2公園」や震災時避難所の「逸見小学校」等へ誘導します。

■警戒宣言発令時（東海地震予知情報）

東海地震に関わる「警戒宣言」が発令された場合には、上記の震度5弱以上の地震発生時における初動体制と同様の配備体制を確立します。

○警戒宣言発令時の対応

- ・テレビ、ラジオ、インターネット等から情報を随時、正確に入手し、利用者へ冷静な対応を促します。
- ・土砂災害警戒区域付近への立入り禁止措置を実施するとともに、非常用備品の確認を行います。
- ・鉄道の運行休止や幹線道路の通行止め等により帰宅が困難な利用者に対しては、近隣震災時避難所を案内し、避難を促します。

（2）大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方

本公園は平成21年度まで広域避難地に指定されていたことから、大規模火災発生時には地域住民が避難してくることが想定されます。そのため、災害発生時には発表された警報の有無や園内被害状況等を来園者、避難者に適切に提供するとともに、震災時避難所へのルート案内や避難者の一時受入れを実施します。

■災害に備えた事前対策

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

○災害情報の受発信

地震警報機能付きラジオやテレビ、携帯電話への災害情報配信メール等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

○災害対策マップの活用と更新

園内の防災設備の位置、広域避難地等までの経路等を明示した災害対策マップを作成し、緊急時に来園者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう、掲示板などに明示します。

また、公園周辺も含め、公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂

します。

○繁忙期の対応

サクラ開花期は通常時の約 20 倍の来園者が訪れます。その時期に災害が発生した場合、通常職員の配置では災害に対応できない可能性があるため、繁忙期には通常よりも多い職員を配置して災害にも対応できる体制を整えます。

■地域と連携した災害対策

災害時に限られた職員でも迅速かつ的確な対応がとれるよう、日常から利用者や周辺自治会と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。

また、塚山公園から小学校等の震災時避難所への誘導方法や帰宅困難者の受入れ態勢について、事前に横須賀市と調整し災害に備えるとともに、災害による被害状況や避難経路について迅速に避難者へ提供する為にハンドマイク等を整えます。

■日常訓練の充実

緊急時に利用者を安全に避難誘導できるよう、日頃から定期的に訓練に参加したり、独自に訓練を実施します。

○周辺自治会と連携した防災訓練の実施

公園周辺自治会とともに、防災についての情報交換や災害時の公園の緊急体制の検討、防災訓練などを協議しています。

◆◆ 自治会と連携した防災訓練の開催 ◆◆

平成 24 年には、西逸見自治会と連携し公園で防災訓練を開催しました。

消防署職員の指導の基、災害時における対応方法や避難方法等の防災に関する幅広い情報提供と意識啓発に努めました。

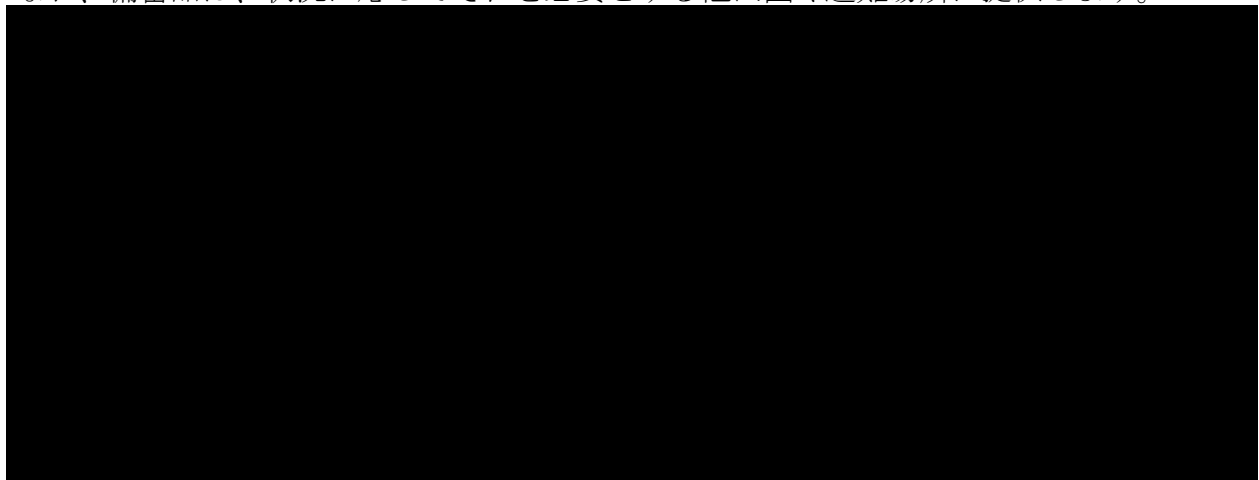


自治会と連携した防災訓練

■災害対応物品の独自の備蓄

備蓄にあたっては、代表企業の自主財源を活用して独自に行います。

なお、備蓄品は、状況に応じてそれを必要とする他公園や避難場所に提供します。



○災害用自動販売機の設置

災害時に無料で飲料が供給できる「災害用ベンダー」対応の自動販売機を設置し、緊急時には自動販売機内の飲料を確保できる体制を整えます。

■災害発生時の協力等について

県横須賀土木事務所や横須賀市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、連携した災害対応を行います。

○災害復旧への協力

事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも必要な協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や市からの要請があった場合、必要物資の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。

■職員への教育

代表企業では大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種災害対策の教育を行います。また、公園毎にも、その特性や立地条件を考慮した職員教育を実施します。

○避難訓練・初動対応訓練

公園での避難経路の確認や職員の役割に応じた初動対応訓練を、年1回以上実施します。また、定期的に災害図上訓練も取入れ、様々なタイプの災害に対応できる体制を構築します。

○参集訓練

勤務時間外に地震が発生したと想定して参集訓練を実施します。本公園職員以外の参集職員が扉の開錠方法を学び、災害時に適切に対応できるよう訓練します。

○通信訓練・連絡体制確認

公園と本部相互の衛星電話等の通信確認や、衛星電話の操作方法、緊急連絡網の再確認や再構築を実施するとともに、災害時でも冷静に状況報告できるようにします。

平成28年度の実施内容

- 震災時対応の考え方に示す初動体制等
 - ・参集体制と配備体制づくりと運用
- 公園の特性に応じた災害対応の実施
 - ・災害対策マップの作成・活用と掲示
 - ・地域と連携した災害対策
 - ・避難者への情報提供のためのハット・マフ等の用意
 - ・日常訓練の充実
 - ・消防署と連携した訓練の実施
 - ・災害対応物品の独自備蓄
 - ・職員への教育(訓練)の実施
 - ・通信訓練・連絡体制確認の実施

提案書 11 「地域と連携した魅力ある 施設づくり」

(1) 地域人材の活用、地域・関係機関との協力体制の構築

塚山公園は県民の寄付から始まった都市公園であり、古くから地域に密着した公園として管理されてきました。また、横須賀市などと連携した按針祭の開催や様々なメディアの活用により、地域のみならず多くの方からサクラの名所として親しまれる公園になりました。これからも塚山公園は地域に根差した公園として成長するとともに、より広範囲の県民ならび団体から愛される公園になるように地域・関係機関と協力していきます。

協働のテーマ	連携先
イベント、 広報	逸見観光協会
	横須賀市観光協会
	横須賀市
	ガリバーリターンズ
	按針のまち逸見を愛する会
ハイカーサポ ート	歩け歩け協会
	みろく山の会
	イルカ丘陵ネットワークグ ループ
防災、防犯	警察、消防

◆◆ 三浦按針祭観桜会（按針祭）の開催 ◆◆

毎年、公園中央広場等を活用して「按針祭」を開催しています。園内に隣接する安針塚の「三浦按針」を偲ぶ祭典で、横須賀市長をはじめ、イギリス大使、オランダ大使らが列席し開催されます。



三浦按針祭観桜会

(2) ボランティア団体等との連携、協働及び育成

本公園では下記の通り、ボランティア団体が活動しています。これらの活動をより一層促進するため、代表企業が中心となってボランティアとの連携、育成に取り組みます。そのため、「公園ボランティア活動要綱」を定め、より多くの方がボランティアとして参加できるような環境づくりに努めています。

また、ボランティアと職員との共同作業を通じ、維持管理やイベント運営に関わる手法、技術を伝え、ボランティアの育成につなげます。

協働のテーマ	連携先
維持管理への協力、イベント協力	西逸見町内会
	西逸見町内会婦人会
	土友会、公緑会

◆◆ 町内一斉清掃 ◆◆

年2回、60名程の地元西逸見町内会の会員が園内一斉清掃作業を行っています。一斉清掃は30年程前から始まったもので、現在まで継続して行われています。

地元町内会によって古くから維持管理されてきた塚山公園ならではの地元連携作業になっています。



町内一斉清掃

◆◆ 花壇ボランティア活動 ◆◆

春と秋の年2回、西逸見町内会の婦人会約10名が中央広場花壇、港が見える丘の花壇約34㎡の花壇ボランティアを実施しています。

当グループから用具や花苗の提供をし、ボランティア会員で花壇の地拵え、植付け、灌水等を実施しています。



花壇ボランティア活動

(3) 他の公園、周辺施設との交流・連携

■他の公園との連携

○「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

県立都市公園や県立自然公園を舞台にした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催し、毎年600点以上の作品応募があります。

作品は専門家による審査を行い、入賞作品展を他公園や病院等で開催しています。



県立保土ヶ谷公園での
フォトコンテスト入賞作品展

○公園関係団体を通じた連携

公園関係団体で構成する首都圏みどりのネットワーク（首都圏公園緑地関係団体連絡協議会）や県・市公園緑地協会等連絡協議会の中で情報交換や他公園への視察を行い、引き続き管理運営に反映させていきます。

■周辺施設との交流・連携

横須賀市が管理する「横須賀市コミュニティーセンター」と連携し、三浦按針に関する歴史講座を開催しました。また、今後は、横須賀市と連携し、市内で開催されるイベント紹介や、ポスターやパンフレットの配架など、情報発信での連携体制を図っていきます。

(4) 地域企業等への業務委託による迅速、かつ、きめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業等は、その地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が期待できます。

私たちは、業務委託を行う場合には、今後も地域企業等への発注を優先的に行っていきます。

(5) 企業のCSR活動（社会的責任、社会貢献）や学校等との連携

本公園の周辺は商業地や住宅地に囲まれており、近隣の学校等の活動の場としても利用されています。私たちは社会貢献の一環として、そのような活動を引き続き受入れています。

■地域企業の社会貢献活動の受け入れ

近年、企業のCSR活動が活発化する中、本公園でもCSR実施への窓口をつくり企業からの要望に対して、CSR活動をバックアップしていきます。

これにより、塚山公園でのCSR活動の要望があれば、様々な形での企業の社会貢献活動の受け入れを行っていきます。

■学校等教育機関との連携

田浦中学校の生徒が、夏休みの自由研究で塚山公園の植物調査を実施した際の調査協力の他、逸見小学校、長浦小学校が公園で実施する課外授業への協力等を行ってきました。今後も、学校等の教育機関からの要望等があれば、連携協力を図っていきます。

- 平成 28 年度の実施内容**
- 地域・関係機関との協力体制の構築
 - ・イベントやハイカーサポートの実施
 - 各ボランティア団体等と連携・協力の実施
 - 他の公園、周辺施設との交流・連携
 - ・花とみどりのフォトコンテストの開催
 - ・公園関係団体を通じた連携
 - ・横須賀市の各施設との連携
 - 企業、学校等への協力
 - ・地域企業の社会貢献活動の受け入れ
 - ・学校等教育機関との連携
 - 校外活動への協力、学ぶ場の提供

提案書 12 「適切な積算、節減努力等」

(1) 積算（内訳）において特に留意した事項

指定管理料の積算にあたっては、サービス水準を確保することを基本とし、維持管理費と人件費の確保に留意しつつ、経費節減の工夫も行いました。

収支計画書の各項目別に内容を十分精査し、本公園の管理運営に必要な費用を算出しました。

収入計画は、過去4年の実績額を参考に、今後の工夫により更に集客を図ることで自動販売機利益の増加を見込んだ収入計画としました。

支出計画は、代表企業の規程に基づく適正な人件費と積算資料等に基づく施工単価を用いて、必要な管理経費を計上しました。また、委託業務においては、低価格契約とならないよう配慮した価格で積算をしています。

(2) 経費節減について工夫した点、努力した点等

本公園の管理運営にあたっては、サービス水準をしっかりと確保しつつ、作業のやり方などを見直し、更に効率的な業務の実施を目指します。

■他公園との「備品・資材等の共用化」

代表企業は県内で多数の施設を運営しており、各施設で様々な備品や資材を保有しています。イベント時に多数の備品等が必要になった場合に、スケールメリットを活かして相互利用する「備品・資材等の共用化」を積極的に進め、資材等の購入費用を節減します。

■費目ごとの経費節減策

費目ごとの具体的な経費節減策は以下の通りです。

事務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主財源でLED照明を導入し使用電力量を節減 ・ 競争原理の導入（見積もり合わせ、入札等） ・ 受託者にも業務が計画的に見込めるメリットがある長期継続契約の導入 ・ 物品購入や機器リースにおける集約発注 ・ リース機器が継続使用が可能な場合の再リース
植物管理費 施設管理費 清掃管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直営作業による経費の節減 ・ 作業機械の適切なメンテナンスによる機器更新頻度の低減 ・ 不要材を補修材等として再利用 ・ 落ち葉や剪定材を腐葉土などに活用 ・ 競争原理の導入（見積もり合わせ）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繁忙期、閑散期に応じた柔軟な人員配置の継続

<付属書類> 収支計画書・支出計画算出根拠・収入積算内訳書（別添）

平成28年度の実施内容

○経費節減努力の実施

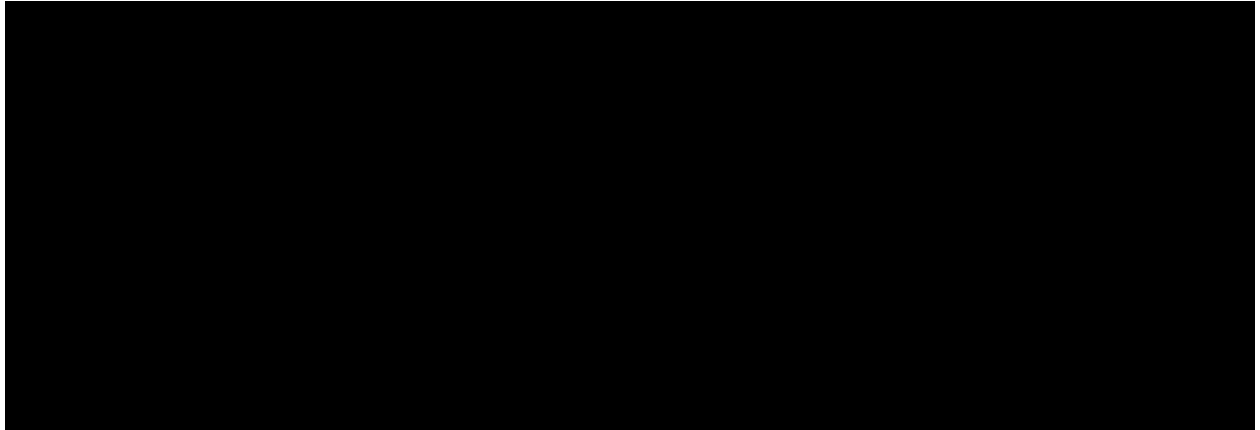
- ・他公園との備品・資材等の共有化
- ・事務費等の経費節減策
- ・競争原理の導入
- ・物品購入や機器リースにおける集約発注
- ・リース機器の継続使用が可能な場合の再リース
- ・植物、施設、清掃管理費・利用促進費等の経費節減策
- ・落ち葉や剪定材を腐葉土等に活用

提案書 13 「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

本公園において、県、横須賀土木事務所、公園協会本部としっかりとした連絡体制をつくり、効果的・効率的な管理運営を行います。

■現地責任者の役割及び経歴、主要職員の役割分担

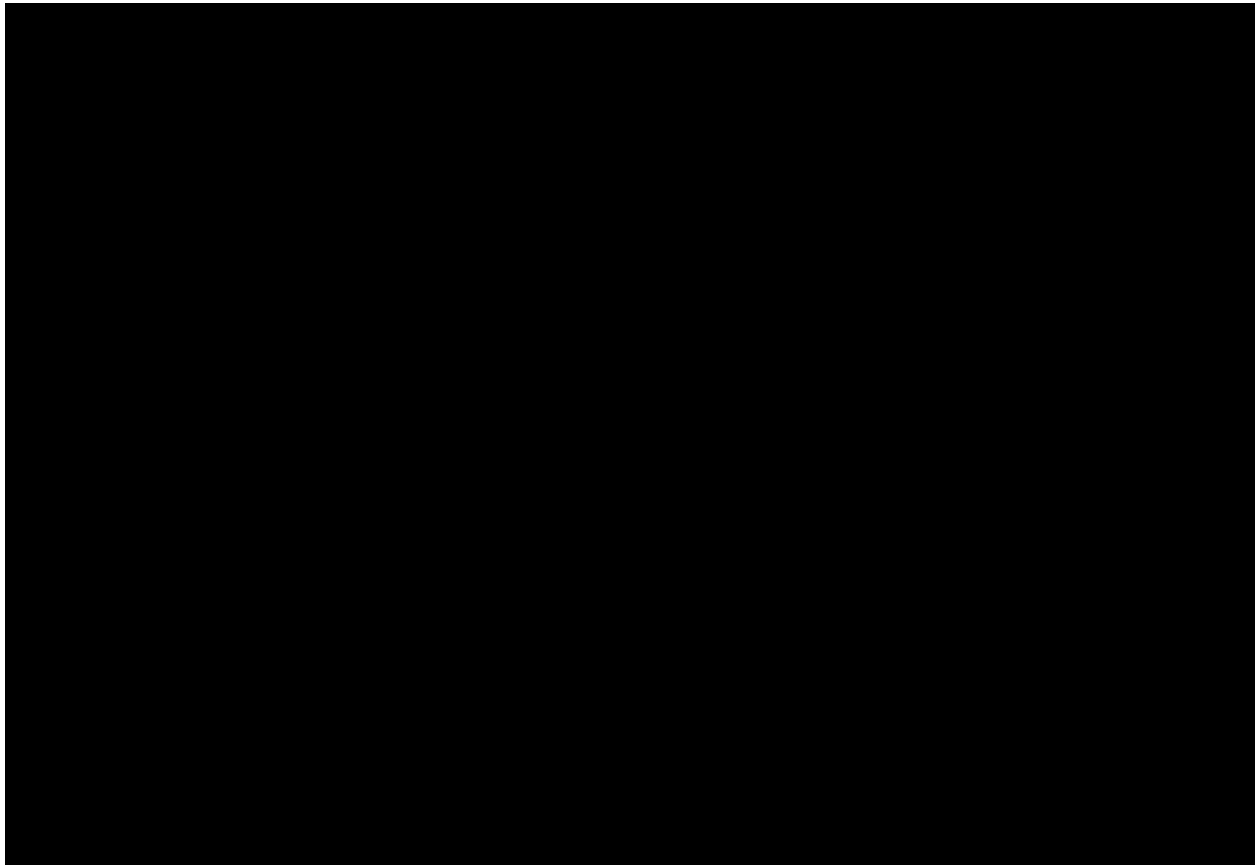


■公園管理運営士、造園技能士、造園施工管理技士等公園の管理運営に係る有資格者の配置状況

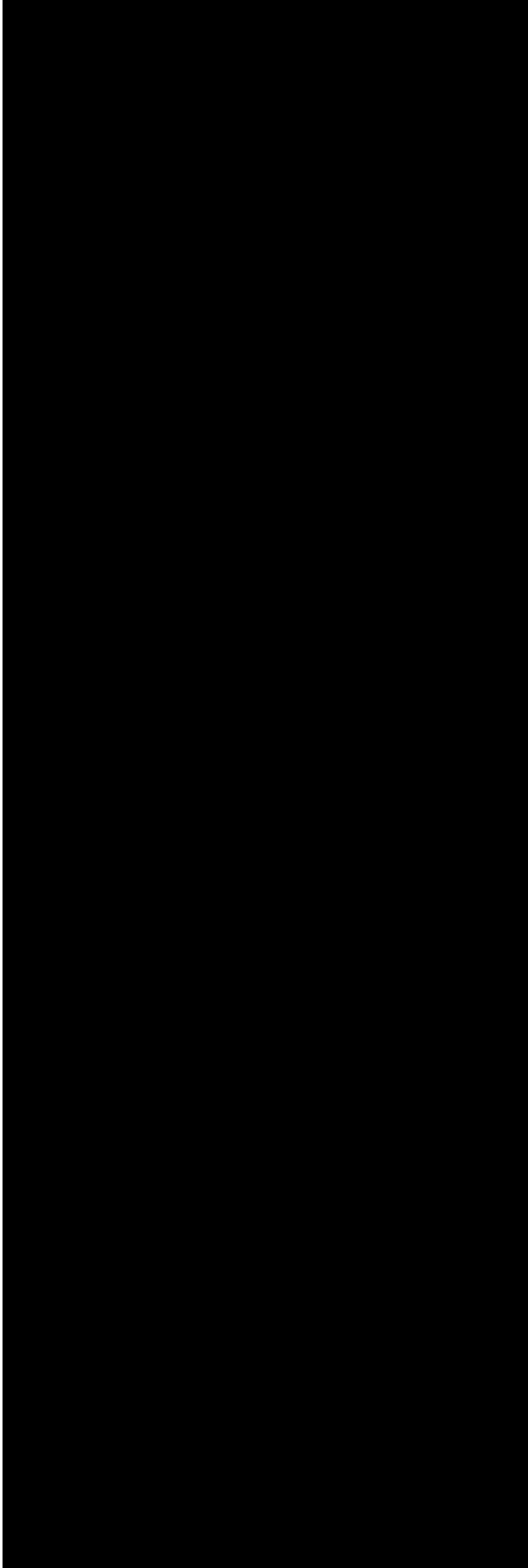
本公園の特性にあわせ、

を配置します。

■県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制



＜別表＞現地の職員配置計画



■勤務ローテーション



(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

委託業務の実施にあたっては、規程やマニュアルに基づき、業務の進捗に沿って指導監督を行います。

■指定管理者としての点検方法、指導監督等

業務を委託した際には法令順守、品質確保、安全確保、工期厳守、利用者対応に留意して委託業務の指導監督にあたります。監督員には経験者を配置し、委託先の業務責任者を指定した上で、日報の提出や現地確認等により指導監督します。また、業務完了後は、完了検査を実施し業務の履行確認を行い、品質確保を図ります。

■具体的な委託業務内容

管理内容	業務内容	主な指導監督項目	点検方法
高木管理	支障枝の除去等	事前に周知看板を設置する等の、安全確保を指導	処理本数、処分方法等を点検
法定点検 定期点検	浄化槽点検業務	法令を順守し、資格確認や点検項目の漏れがないように指導	業務報告書類の漏れがないか、点検箇所の間違いないかを点検
設備清掃	浄化槽清掃業務		
ゴミ処理	ゴミ・不法投棄	マニフェストにより事業者と契約を取り交わし実施	廃棄場所・方法について、産業廃棄物管理票により点検

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況

本公園の管理運営にあたっては、緑の中に様々な施設や機能が存在する都市公園として多様な利用ニーズに対応するため、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、利用促進、地域協働など幅広い分野の知識と経験が求められます。

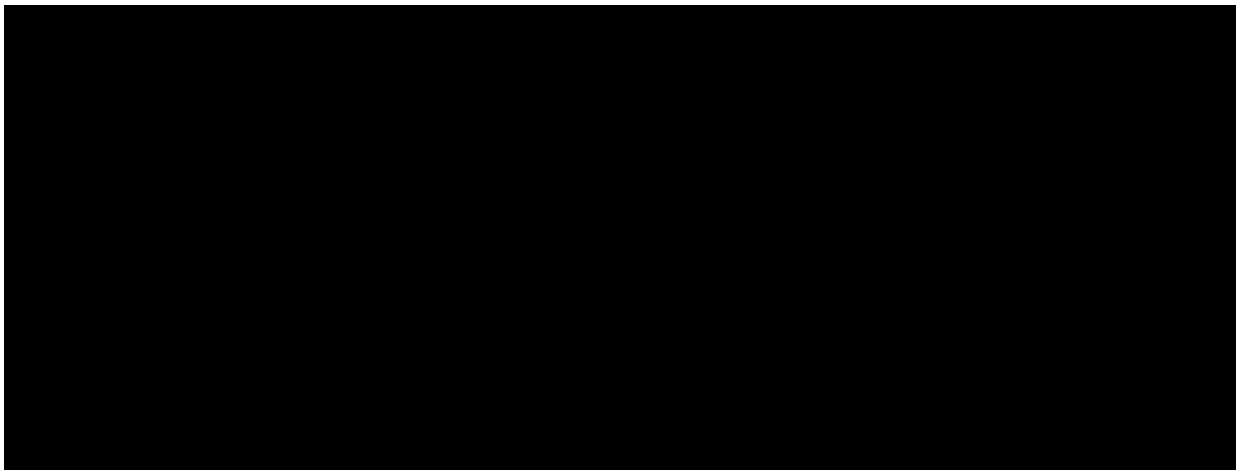
《代表企業の人材育成や職員採用について》

代表企業では多様な公園管理業務に対応するため、全員を [] として育成することを目標に、職員が積極的に能力開発に取り組めるよう制度を整えています。

■人材育成の仕組みの概要

次のような人材育成の仕組みにより、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

【人材育成の仕組み】



■能力開発の取組み

○職務内容に合わせた研修の受講

他公園の先進事例調査や、各種研修に参加する等、利用促進や管理運営マネジメントについての知識や技術を高めます。

○公園の管理運営に活用できる資格取得の推進

公園管理運営士をはじめとした資格取得費用の補助を行うなど、積極的に職員の資格取得を奨励しています。

○人材交流等の促進

新たな知識や管理手法等を習得するため、民間企業等との人材交流を図っています。

■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

代表企業は、業務実績の向上に努めた職員を公平・平等に評価する「職員表彰制度」や「人事評価制度」を導入しています。これらの制度を適切に運用し、職員の業務の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研さんに取り組む意欲を高め、質の高い管理運営や組織全体の活性化を図ります。

■職員の採用について

代表企業は、指定管理業務を着実・安定的に実施するため、公園を愛し、熱意のある、専門知識を有する人材を公募により常に確保しています。

非常勤職員については、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できる限り地元の方を採用しています。

《保存会の人材育成について》

保存会においては、次の視点から指導を行っています。

○来園者の安全・快適に過ごして頂くための会員の資質向上（接客対応）

○日々の管理作業での安全確認

○植物管理技術と施設点検能力の向上

また、代表企業の委嘱する外部特別指導員により、維持管理状況の評価を行い、課題に対し、双方が協力して改善を図り、利用者サービスの向上に努めています。

平成 28 年度の実施内容

○適切な人員配置

- ・ 責任者・主要職員の適切な配置
- ・ 有資格者の適切な配置

○人材の育成

- ・ 研修の受講、資格取得の推進、民間企業等との人材交流

○職員採用

- ・ 地元人材の活用、適正な採用の実施

提案書 14 「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況

代表企業では、次のとおり「就業、給与、決裁、会計及び個人情報等」に関する諸規程を定め、公開するとともに適正な取扱いを徹底しています。

また、「コンプライアンス要綱」に基づき、構成団体を含め責任ある執行と法令遵守の徹底を図ります。

■代表企業の諸規程

種別	内容	各構成企業の規程	
職員の就業	勤務時間、休日、時間外勤務、及び年次休暇、特別休暇、サービス、安全衛生、表彰、懲戒等および職員の勤務意欲や業務能率の向上を目的とした表彰制度や提案制度等の整備	代表企業	公益財団法人神奈川県公園協会職員就業規程 公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
給与	職員の給与や手当についての必要事項	代表企業	公益財団法人神奈川県公園協会職員給与規程
会計	適切な会計処理に関する必要事項	代表企業	公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
非常勤職員の雇用等	各構成団体の規程、規則において、非常勤職員の雇用、給与等、勤務時間の割振り、休暇等についての必要事項	代表企業	公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
決裁	業務の執行ならびに人事等に関する決裁に関する必要事項	代表企業	公益財団法人神奈川県公園協会職務権限規程
法令遵守	法令遵守に関する必要事項	代表企業	コンプライアンス要綱 コンプライアンスガイドライン
その他	情報公開、情報保護に関する必要事項	代表企業	公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程 公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程

■保存会の諸規程

○就業等

「県立塚山公園保存会会則」に基づき規定した「塚山公園保存会作業班規程」において必要事項を定めています。

○決裁

「県立塚山公園保存会会則」において、会長等の決裁事項等を定めています。

○会計

経理及び金銭の出納に関して「県立塚山公園保存会会計規則」を定め、運用しています。

■法令遵守の取り組み状況

代表企業は、公益財団法人としての使命を自覚し、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、「コンプライアンス要綱」や「コンプライアンスガイドライン」を定め、これらを研修等において周知することで、役職員及び保存会会員のコンプライアンスの徹底を図っています。

(2) 個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況

個人情報保護については、代表企業の規程等に即し、利用者の情報をはじめとした各種個人情報を、適正に取扱います。

■個人情報保護のための仕組み

本公園では、様々な個人情報を取扱っており、公園の管理運営に関わる全てのスタッフが、個人情報保護の重要性を認識して業務を行います。

万が一、個人情報の漏えいが発生した場合は、速やかに代表企業の個人情報管理者である事務局長を始め、関係機関、対象者に報告するとともに、二次漏えいの防止に努めます。

○諸規程の整備

代表企業では、県の個人情報保護条例、及び指定管理者と県が締結する基本協定書に基づき、「公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱い事項を定める等、適切な諸規程を整備しています。

○取扱いの徹底

・管理責任者の明確化

公園ごとに個人情報取扱責任者を配置し、ガイドラインに沿った個人情報の取扱いを行います。

・研修等による職員への周知徹底

毎年実施する協会全体の職員研修、各公園の定例の全体会議等において、「個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づいた研修や、パソコン管理者向けに適切なデータ管理についての研修を実施します。

・県の「PDマーク」に登録

神奈川県「PDマーク（個人情報取扱業務登録制度）」に登録しており、当協会の管理する個人情報は適切に取扱われていることを利用者等へ明らかにします。

・パソコンデータの取扱いに関するセキュリティの強化

個人情報は主にパソコンデータにより管理していることから、適切なデータ管理を行なうとともに、コンピュータウイルスへの感染や外部からの不正アクセス等によるデータ流出の防止に取り組んでいきます。

※情報公開の申出があった場合は「公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」の定めにより、個人情報等の除外事項を除き、情報を開示します。

(3) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

公園は神奈川県豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切に
する心を育む場所です。従って、環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフ
ィールドであると捉えています。

本公園の管理運営にあたっては、「神奈川県環境方針」を踏まえた取組みを行います。

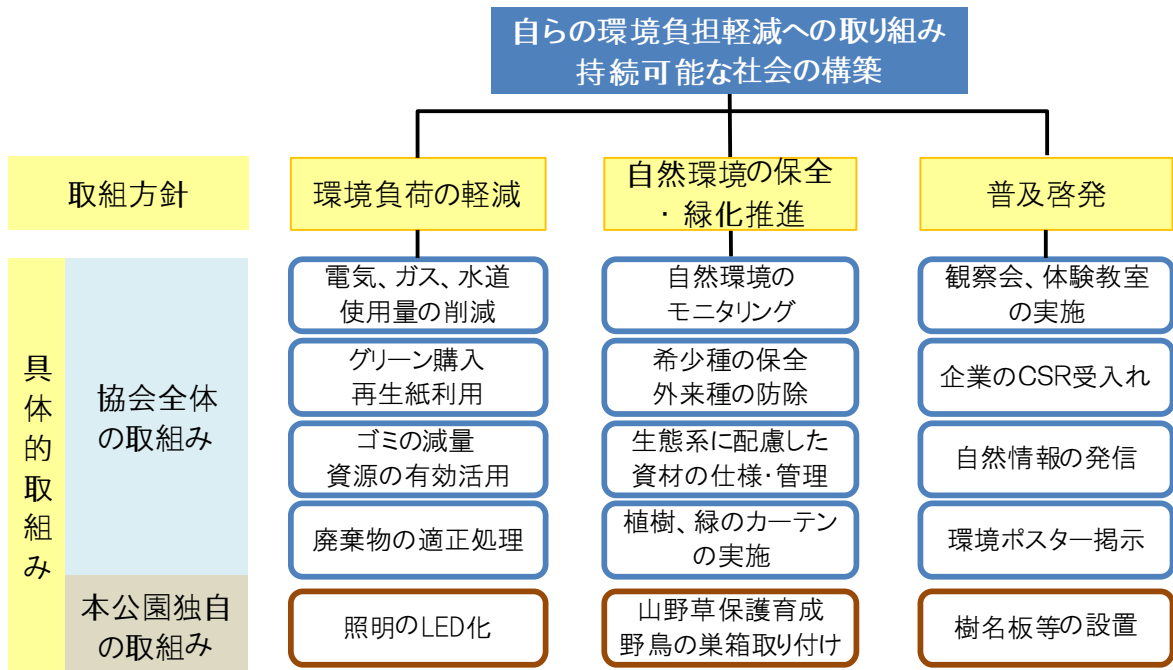
■独自システムによる総合的な環境マネジメントの実践

代表企業は、「エコアクション21」を参考として独自に構築した環境マネジメントシ
ステムにより、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と生物多様性の保全を
図っています。

○代表企業の環境マネジメントシステム (Ecological Management System) の特徴

これまでの都市公園や自然公園における協会の取組みを踏まえ、環境負荷の軽減と
ならんで、自然環境の保全・緑化推進、普及啓発を大きな3つの取組み方針としたシ
ステムです。

当協会では、年1回、自己評価を実施しながら引き続きP D C Aサイクルによるシ
ステムの運用を行っていきます。



○システム推進のための組織体制

当協会が管理運営する各公園に「エコリーダー」を置き、公園協会本部に体制の統括
責任者として「環境代表者」を配置し、様々な取組みの実施と実績について、年1回、
評価を行います。その結果をP D C Aサイクルにより、継続的に改善を図っていきま
す。

■環境負荷軽減の具体的取組み

- 不要な照明や電子機器類の電源オフ、クールビズ・ウォームビズの推進
- グリーン購入（トイレットペーパー・コピー用紙、石灰）、再生紙利用
- 自主財源により公園事務所および建物内の照明をLED化

■自然環境の保全と緑化推進の具体的取組み

- 園内の植生や、野生動植物など自然環境の調査の実施
- 横須賀市が実施するタイワンリスの駆除への協力
- 「都市公園農薬使用指針」、「病虫害雑草防除基準」を遵守した農薬の使用

■普及活動を通じた利用者・地域への発信の具体的取組み

- 公園周辺アクセス道路における清掃活動「ゴミゼロアクセス」の実施
- 屋外掲示板に季節毎の生物写真の展示と解説による自然情報発信

(4) 障害者雇用促進の考え方

公園は、障がい者にとって憩いの場でもありますが、一方で働きやすいフィールドでもあります。当公園の維持管理に障がい者が参加していたこともあり、障がい者が業務を行う上でのハンデキャップの解消に努める等、より働きやすい環境づくりに取組んできました。

今後の管理運営にあたっては、地域の障がい者の雇用を促進するため、就労機会の提供に取り組めます。

■法定雇用率上回る雇用努力

代表企業では、平成 27 年度現在、5 公園 5 人を雇用（障がい者雇用義務数 3 人）

■障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

私たちは、障がい者の直接雇用に加え、障がい者就労施設への積極的な業務発注に努め、地域の障がい者支援施設の施設外就労を支援しています。

対象施設・事業	具体的な作業
相模原公園	除草、清掃等公園内の維持管理作業
辻堂海浜公園	園内の清掃
茅ヶ崎里山公園	除草、清掃等公園の維持管理作業
当協会花苗事業	花苗・苗木の生産等

※障がい者の法定雇用率の高い企業へ優先的に発注する仕組みづくりにも取組んでいきます。